

トイレ詰まりの修理で高額請求！

トイレが詰まったのでネット広告を見て修理を依頼したら、便器を交換することになり、高額な代金を請求された！

- 事業者を呼ぶ際、出張や見積りにかかる料金の有無を確認しましょう。
- 修理が必要な場合、作業内容や料金を確認し、納得できないときは、その場で契約しないようにしましょう。
- 止水栓をしめて応急処置、詰まりはラバーカップを使うと直すことも。試してみましょう。



困ったときは、消費生活総合センターにご相談ください。

お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索